

生活 パイロット



未公開株めぐるとラブル

「上場間近のため必ずもうかる」「未公開株を購入すれば、すぐ

に倍の金額で買い取る」などと称し、未公開株の購入を勧められて購入したものの、その後、「販売した業者と連絡がつかない」「発行会社に問い合わせると、上場の予定はない」などといった未公開株に関するトラブルが増加しています。

国民生活センターによると、未公開株に関するトラブルは前年同期の1.7倍の4671件(2010年12月

返金求めるのは困難

7日現在)となっており、返金を求めることますます。また、アイネスは非常に難しい現状で、数千万円単位の被害に遭った方が複数居ます。県内でも本年度、消費生活に関する相談は、近くの市町村の消費生活相談窓口、またはアイネス(県消費生活センター)まで。

未公開株とは、証券取引所に上場していない株のことで、販売できるのは、金融庁に登録した証券会社や当該未公開株の発行会社だけです。未公開株を販売した業者が、詐欺罪

で逮捕された事例も多くありますし、万一、契約してしまった場合、

(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話